

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特定医療費（指定難病）受給者証交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、難病の患者に対する医療等に関する法律（令和 4 年法律第 44 号による改正前のもの。以下「法」という。）7 条 4 項の規定に基づき、請求人に対し、令和 3 年 10 月 20 日付けで行った特定医療費（指定難病）受給者証交付決定処分のうち、負担上限月額を 5,000 円とした部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法・不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている。

60 歳から繰上げ年金をいただいております、63 歳まで 30%カットの年金をいただいております。自営業のため確定申告をして、〇〇区役所では国民健康保険料は所得が少ないため、これ以下げんすることができないと言われました。保険料 1 年間 23,000 円です。会計士さんも、年金は雑費として計算しているとのことでした。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 2 月 2 7 日	諮問
令和 5 年 5 月 1 日	審議（第 7 8 回第 1 部会）
令和 5 年 6 月 1 3 日	審議（第 7 9 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 特定医療費の支給について

法 5 条 1 項は、都道府県は、支給認定（法 7 条 1 項に規定するもの）を受けた指定難病の患者が、支給認定の有効期間内において、都道府県知事が指定する医療機関から指定難病に係る医療を受けたときは、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、当該医療に要した費用について、特定医療費を支給すると規定している。

(2) 負担上限月額制度について

ア 法 5 条 2 項 1 号は、特定医療費の額は、一月につき、同一の月に受けた指定特定医療（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該支給認定を受けた指定難病の患者の家計の負担能力等の事情をしん酌して政令で定める額を控除して得た

額と規定している。

イ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（令和3年政令第289号による改正前のもの。以下「法施行令」という。）1条1項は、上記アの政令で定める額（以下「負担上限月額」という。）について、支給認定を受けた指定難病の患者及び当該支給認定を受けた指定難病の患者の生計を維持する者として厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）の家計の負担能力や、人工呼吸器等装着者・高額難病治療継続者に該当するか否か等に応じて、3万円、2万円、1万円、5千円、2千5百円、千円及び零のいずれかが適用される旨を規定する。

ウ そして、法施行令1条1項4号イは、市町村民税世帯非課税者（支給認定を受けた指定難病の患者及び支給認定基準世帯員が、指定特定医療のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者である場合における当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者をいう。以下同じ。）については、5千円とし、同項5号は、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、①指定特定医療のあった月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額、②当該指定特定医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額及び③当該指定特定医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が80万円以下である者については、2千5百円としている（別紙参照）。

すなわち、市町村民税世帯非課税者の負担上限額については、同項5号が定める①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③障害基礎年金等の給付の合計額が80万円以下である場合には2千5百円、80万円を超える場合には5千円となる。

(3) 支給認定及び医療受給者証の交付等について

ア 法7条1項は、都道府県は、法6条1項の申請に係る指定難病の患者が、法7条1項各号のいずれかに該当する場合であつて特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとするとし、同条4項は、同条1項の支給認定をしたときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者に対し、支給認定の有効期間、指定医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める事項を記載した医療受給者証を交付しなければならないと規定している。

イ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（令和3年厚生労働省令第201号による改正前のもの。以下「法施行規則」という。）25条は、法7条4項の厚生労働省令で定める事項（医療受給者証に記載すべき事項）として、①指定難病の患者の氏名、性別、居住地及び生年月日、②指定難病の名称、③支給認定の年月日及び受給者番号、④指定特定医療を受ける指定医療機関に関する事項、⑤負担上限月額に関する事項、⑥支給認定の有効期間、⑦その他必要な事項、などを挙げている。

ウ 法9条は、支給認定は、厚生労働省令で定める期間内に限り、その効力を有すると規定し、法施行規則31条は、法9条の厚生労働省令で定める期間は、原則として1年以内で指定特定医療を受けることが必要な期間である旨規定する。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、請求人世帯は請求人の1人世帯であること、請求人は、令和3年度の市町村民税世帯非課税者であり、前年の合計所得金額が30,726円、公的年金等の収入金額が875,248円であることがそれぞれ認められる。

市町村民税世帯非課税者の負担上限月額については、前年の公的年金等の収入金額、合計所得金額等の合計額が80万円以下である場合には2千5百円、80万円を超える場合には5千円となることからすれば（上記1・(2)・ウ）、請求人については、80万円

を超える場合に該当し、負担上限月額が5千円となるものである。

そして、請求人は、人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着している者であるとも、被保護者又は要保護者であるとも認められないから、法施行令1条1項6号及び7号のいずれにも該当しない（別紙参照）。

以上によれば、請求人は、法施行令1条1項4号イに該当する者と認められ、その負担上限月額は5,000円となることから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件処分に違法又は不当な点がないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）